

令和7年2月吉日

お客様各位

## 建築確認・検査申請手数料の改定及び 省エネ適判手数料の新設について（お知らせ）

日頃より当センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和7年4月の建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、各々の手数料の改定及び新規設定をさせていただく予定であることをお知らせいたします。

今後も更なるお客様へのサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

施行日　：　令和7年4月1日

※省エネ適判については登録準備中であり、「住宅」のみ対象の予定です。

公益財団法人

三重県建設技術センター

## R7.4.1

## 建築確認・検査申請手数料 新旧対照表

## ①確認申請手数料

(非課税)

## 建築物

床面積の合計	改正後 (金額)	改正前 (金額)
30 ㎡以内	12,000 円	8,000 円
30 ㎡超～100 ㎡以内	27,000 円	19,000 円
100 ㎡超～200 ㎡以内	63,000 円	41,000 円
200 ㎡超～500 ㎡以内	97,000 円	63,000 円

## 建築物（型式部材等製造者認証（法第 68 条の 11）を受けたもの）

床面積の合計	改正後 (金額)	改正前 (金額)
30 ㎡以内	8,000 円	変更なし
30 ㎡超～100 ㎡以内	19,000 円	
100 ㎡超～200 ㎡以内	41,000 円	
200 ㎡超～500 ㎡以内	63,000 円	

## 省エネ基準（仕様基準）の場合は上記の表に加算する

## 一戸建て住宅

床面積の合計	改正後 (金額)	改正前 (金額)
200 ㎡以内	15,000 円	新規
200 ㎡超	16,000 円	新規

## 共同住宅等

床面積の合計	改正後 (金額)	改正前 (金額)
300 ㎡以内	27,000 円	新規

## 建築設備

区 分	改正後 (金額)	改正前 (金額)
小荷物専用昇降機以外	23,000 円	変更なし
小荷物専用昇降機以外の計画変更	10,000 円	

工作物

区 分	改正後 (金額)	改正前 (金額)
工作物（高さが5m以内の擁壁）	17,000円	変更なし
工作物の計画変更	7,000円	

②完了検査手数料

建築物（中間検査が無い場合）

床面積の合計	改正後 (金額)	改正前 (金額)
30㎡以内	29,000円	17,000円
30㎡超～100㎡以内	35,000円	22,000円
100㎡超～200㎡以内	58,000円	36,000円
200㎡超～500㎡以内	82,000円	51,000円

建築物（中間検査がある場合）

床面積の合計	改正後 (金額)	改正前 (金額)
30㎡以内	28,000円	17,000円
30㎡超～100㎡以内	34,000円	21,000円
100㎡超～200㎡以内	56,000円	34,000円
200㎡超～500㎡以内	79,000円	49,000円

建築設備

区 分	改正後 (金額)	改正前 (金額)
小荷物専用昇降機以外	41,000円	変更なし

工作物

区 分	改正後 (金額)	改正前 (金額)
工作物	29,000円	変更なし

③中間検査・特定工程工事通知手数料

建築物

床面積の合計	改正後 (金額)	改正前 (金額)
30 m <sup>2</sup> 以内	26,000 円	17,000 円
30 m <sup>2</sup> 超～100 m <sup>2</sup> 以内	32,000 円	21,000 円
100 m <sup>2</sup> 超～200 m <sup>2</sup> 以内	50,000 円	33,000 円
200 m <sup>2</sup> 超～500 m <sup>2</sup> 以内	71,000 円	47,000 円

④その他

○建築物の計画変更確認申請手数料

確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合の手数料は以下のとおりです。

1. 当該計画の変更に係る直前の確認を当センターから受けており、床面積が増加する場合は、当該計画の変更により増加する部分の床面積が該当する「床面積の合計」と同じ手数料となります。
2. 当該計画の変更に係る直前の確認を当センター以外のものから受けている場合、当該建築物に係る床面積が該当する「床面積の合計」と同じ手数料となります。
3. 1.に掲げる変更以外の変更手数料は原則、減免とし、3回目以降は8,000円となります。ただし、天空率の場合は、8,000円を加算となります。
4. 構造関係規定審査を要する計画変更の手数料は下記の表となります。

床面積の合計	改正後 (金額)	改正前 (金額)
30 m <sup>2</sup> 以内	4,000 円	新規
30 m <sup>2</sup> 越～100 m <sup>2</sup> 以内	8,000 円	
100 m <sup>2</sup> 越～200 m <sup>2</sup> 以内	22,000 円	
200 m <sup>2</sup> 越～500 m <sup>2</sup> 以内	34,000 円	

○取下げ後再確認申請の場合 当該床面積の1/2に該当する手数料

## 省エネ適判申請料金

### 【判定料金】

税抜金額（括弧内は税込金額）

建築物の戸数、床面積			1件あたりの手数料の金額（円）		
			新規	変更	軽微変更
一戸建ての住宅			36,000 (39,600)	18,000 (19,800)	9,000 (9,900)
共同住宅等	住宅部分	～5戸	74,000 (81,400)	38,000 (41,800)	19,000 (20,900)
		～10戸	104,000 (114,400)	54,000 (59,400)	27,000 (29,700)
	共用部分	～300㎡	117,000 (128,700)	59,000 (64,900)	29,000 (31,900)

※ センターで設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認等における省エネルギー対策の審査結果を利用して申請する場合は、次の額とする。

一戸建ての住宅の場合は10,000円（税込11,000円）、共同住宅等の場合は10,000円（税込11,000円）に住戸数から1を減じた数（一部住戸の変更の場合は変更する住戸数）に1,000円（税込1,100円）を乗じた額を加算した額